

豊中市労働関係紛争訴訟等に係る貸付金の返済に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市訴訟等に係る資金の貸付けに関する条例（平成15年豊中市条例第49号。以下「条例」という。）第6条及び同条例施行規則（平成15年豊中市規則第82号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、豊中市労働関係紛争訴訟等に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の返済方法及び毎月の返済額等について必要な事項を定めるものである。

(貸付金の分割払いによる返済方法)

第2条 規則第9条に定める分割払いは、毎月均等返済とし、市は納付書を貸付金の交付を受けた者（以下「借受人」という。）に送付し、貸付金を返済してもらうものとする。

(貸付金の返済額)

第3条 前条の毎月均等返済額は、市と借受人との間の協議により、2,000円以上の金額で、1,000円単位で定める。

2 前項の規定によりいったん決定した返済額を変更する場合は、そのつど、市と借受人との間で協議を行うものとする。

3 借受人が分割による返済開始後、返済金残額の全額一時払いを希望した場合は、市はこれを認めるものとする。

(返済協議書の作成)

第4条 市と借受人との間の協議により、前条の規定により毎月の返済額を決定又は変更したときは、遅滞なくその内容を返済協議書として2部作成し、貸付金の返済が終了するまでの間、市と借受人が各1部ずつ保管するものとする。

(訴訟等終了後の返済方法について)

第5条 訴訟等終了後の返済方法については、借受人の申し出に基づき、全額一時払いに変更することができる。

2 分割払いを継続する場合は、前2条の規定を準用するが、毎月の返済額は条例第6条に定める期限内に返済が終了するように定めるものとする。また、前条の準用にあたっては、当初作成分及び変更作成分と合わせて、市と借受人が保管するものとする。

3 第3条3項又は第1項の規定により全額一時払いに変更する場合は、市は納付書を借受人に送付し、貸付金を返済してもらうものとする。この場合、借受人は市が請求した日の翌日から起算して一箇月以内に返済しなければならない。

(返済期限の延長)

第6条 借受人が訴訟等の結果、返済金残額を条例第6条に定める期限内に返済することが困難と認められる場合で、かつ次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、同条ただし書きに基づき返済期限を延長する。

- (1) 生活保護法による保護の開始が決定されたとき。
- (2) 当該貸付けの対象となる訴訟等の終了時から6か月間の借受人の収入等が日本司法支援センターの定める民事法律扶助基準に規定する収入等の基準と同等であるとき。
- (3) 前2号のほか、借受人が経済的に困窮していると市長が認めることができる相当の理由があるとき。

2 前項の場合、借受人は引き続き分割払いするものとする。この場合の返済額等については、第3条及び第4条を準用する。また、第4条の準用にあたっては、当初作成分及び変更作成分と合わせて、市と借受人が保管するものとする。

(返済期限を延長した場合の借受人の報告義務)

第7条 市長は前条の規定により引き続き分割払いにより貸付金を返済することとなった借受人に対して、返済終了までの間、6か月ごとに次の各号について報告を求めることができる。

- (1) 借受人の世帯に関する収入の状況
- (2) その他市長が必要と認めることがら

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、返済協議書の書式等、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成22年5月1日から実施する。